

魚津市告示第139号

魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月2日

魚津市長 村椿 晃

魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、魚津産野菜の消費拡大、地産地消のPR等につなげるため、魚津市農業協同組合が行う野菜集出荷場整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助対象経費、補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	限度額
野菜集出荷場に設置する保冷庫を整備するために要する経費	補助対象経費の1/3以内	1,000千円

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) 実施設計書
- (4) 完成写真

(交付決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）又は魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 市長は、前条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を決めてその返還を命ずることができる。

（関係書類の保存）

第8条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第5条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る第6条から第8条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所
団体名
代表者名

魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業を実施したので、魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金 金 円を交付されるよう魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請するとともに、実績報告します。

関係書類

- 1 事業成績書
- 2 収支精算書
- 3 実施設計書
- 4 完成写真

様式第 2 号（第 5 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住所
団体名
代表者名

魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金については、魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により交付し、併せて交付額を金
円に確定します。

年 月 日

魚津市長

様式第3号（第5条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住所
団体名
代表者名

魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金については、魚津市農業協同組合野菜集出荷場整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

交付しない理由